

訪問看護(介護予防含む) 看護体制強化加算の要件について

令和5年3月31日までの間は、以下の規定は適用されなかったが、令和5年4月1日以後は適用となる。

当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が60%以上であること

ただし、令和5年4月1日以後に、看護職員の離職等により適合しなくなった場合は、看護職員の採用に関する計画を指定権者に届け出た場合には、当該指定訪問看護ステーション又は当該指定介護予防訪問看護ステーションは、当該計画に定める期間を経過する日までの間は、当該基準にかかわらず、当該加算を算定することができる。